

都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

受付・終結事件の概要（平成28年7月～9月）

1. 受付事件

事件の表示	事 件 名	受付年月日
宮城県 平成28年(調)第1号事件	砕石場からの騒音・粉じん被害防止等請求事件	28.7.15
宮城県 平成28年(調)第2号事件	スーパーマーケット等からのゴミ流入による水質汚濁・土壌汚染被害防止及び損害賠償請求事件	28.7.20
福井県 平成28年(調)第1号事件	連続立体交差事業工事による騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	28.7.12
長野県 平成28年(調)第2号事件	酒類販売店における瓶破碎騒音防止請求事件	28.9.15
静岡県 平成28年(調)第2号事件	道路からの騒音・振動・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	28.8.9
静岡県 平成28年(調)第3号事件	工場からの騒音被害防止請求事件	28.9.21
静岡県 平成28年(調)第4号事件	配管業者からの騒音被害防止請求事件	28.9.21
愛知県 平成28年(調)第1号事件	工場からの騒音・粉じん被害防止請求事件	28.8.8
愛知県 平成28年(調)第2号事件	工場からの騒音・振動・粉じん被害防止及び損害賠償請求事件	28.8.30
大阪府 平成28年(調)第3号事件	水産加工工場からの悪臭等被害防止請求事件	28.8.19
大阪府 平成28年(調)第4号事件	精密加工工場からの粉じん・悪臭被害防止請求事件	28.9.21
兵庫県 平成28年(調)第2号事件	排気口悪臭防止対策請求事件	28.9.5
兵庫県 平成28年(調)第3号事件	兵庫県立高等学校野球部騒音防止対策等請求事件	28.9.15

事件の表示	事 件 名	受付年月日
奈良県 平成28年(調)第3号事件	水道管からの漏水による地盤沈下被害防止及び損害賠償請求事件	28.6.9
高知県 平成28年(調)第1号事件	食品加工工場からの騒音・悪臭被害防止請求事件	28.7.4
徳島県 平成28年(調)第1号事件	取水口の設置予定位置の変更による水質汚濁のおそれ公害防止請求事件	28.8.24
沖縄県 平成28年(調)第1号事件	資材置場からの騒音・粉じん等被害防止請求事件	28.9.12

2. 終結事件

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
茨城県 平成27年(調) 第1号事件 [スーパーマーケットからの騒音・振動被害防止請求事件]	茨城県 住民3人	スーパーマーケット	平成27年8月14日受付 申請人らは、被申請人スーパーの室外機、ヒートポンプ給湯機、キュービクルや換気扇等から発せられる騒音及び振動音により、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人はスーパーマーケット(以下、「スーパー」という。)の①室外機及びヒートポンプ給湯機を移設すること、②キュービクル及び換気扇の防音対策をとること、③駐車場にアイドリングストップ、前進駐車等の標示を立てること。	平成28年4月22日 調停成立 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
埼玉県 平成27年(調) 第2号事件 [家庭用ヒートポンプ給湯機等からの騒音被害防止請求事件]	埼玉県 住民1人	埼玉県 住民1人 住宅販売会社	平成27年9月29日受付 申請人は、被申請人宅から発せられる音によって健康被害(不眠、頭痛、吐き気など)を受けている。よって、被申請人らは、①被申請人宅に設置している家庭用ヒートポンプ給湯器のヒートポンプユニットを被申請人宅の北西の角付近から南側の掃出し窓付近に移設し、その運転音などが申請人宅におよばないようにすること。また、移設が完了するまで、運転時間を午後3時から午後9時に変更すること。移設が不可能である場合は、撤去の上、代わりに電気温水器を設置すること、②被申請人宅に設置している太陽光発電のパワコンを屋外から屋内に移設し、その運転音などが申請人宅におよばないようにすること、③被申請人宅の浴室換気口のカバーを消音型のものに交換し、ゴムパッキンを取り付けるなど対策を講じて、換気口からの音が申請人宅におよばないようにすること、④被申請人宅の浴室付近の騒音について、規制基準内にとどまるよう対策を講じること。被申請人は、申請人らに対し、被申請人の経営する飲食店から生じる騒音について、申請人らの居宅内に45dBを超える音を侵入させないこと。	平成28年8月2日 調停打ち切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
埼玉県 平成27年(調) 第4号事件 平成28年(調) 第4号事件(参加) [ゴミ焼却施設建設差止請求事件]	埼玉県 住民3人 住民1人(参加) 群馬県 住民1人 東京都 住民1人	町(代表者町長) 環境保全組合	平成27年12月25日受付 申請人らは、新ゴミ焼却施設(以下、「本件施設」という。)の稼働により、①本件施設から排出される有害物質等及び②廃棄物の運搬車両から排出される有害物質等により、生命・健康及び生活・財産に対する被害を被るおそれがある。よって、①被申請人Aは、本件施設を建設・操業してはならない、②被申請人Bは、本件施設建設場所の決定を撤回し、同施設建設に適した場所の選定手続をやりなおすこと。	平成28年9月26日 調停打切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
埼玉県 平成28年(調) 第1号事件 [工場からの騒音被害防止請求事件]	埼玉県 住民1人	板金加工会社	平成28年1月7日受付 申請人及び申請人の家族は、被申請人の工場の発する板金をたたく音やフォークリフトの騒音、振動、溶接による閃光等の被害に悩まされており、感情の乱れ、食欲不振、耳からのめまい、不眠などの体調不良の状態となっている。よって、被申請人は、作業場所を移転すること又は騒音規定内の作業工程の見直しを施し、騒音が発生しないよう措置を講ずること。	平成28年9月20日 調停打切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 平成27年(調) 第7号事件 [駐車場からの騒音・排気ガス被害防止請求事件]	東京都 住民2人	駐車場管理会社	平成28年8月31日受付 駐車場からの耐え難い騒音と排気ガス臭により被害を被っている。よって、被申請人は、①当該パーキングの区画15及び16をコインパーキングではなく月極駐車に変更すること、②当該パーキング区画15及び16と申請人住所地との境に防音壁を設置すること、③当該パーキングの駐車方法につき、区画11～20全てを、「前向き駐車(自動車の頭を前に向けて駐車する)」とすること、④当該パーキングを利用する者に対し、アイドリングストップ及びドアの静かな開閉の告知を徹底すること。	平成28年9月21日 調停申請取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
長野県 平成28年(調) 第1号事件 [薪ストーブ煙 害防止請求事 件]	長野県 住民1人	長野県 住民1人	平成28年4月28日受付 被申請人が居住するようになってから、煙突から排出される煙によって、申請人の母が間質性肺炎に罹患したり、洗濯物を外に干せなかったり、部屋の窓を開けられない等の被害を受けている。よって被申請人は、所有する建物内に設置した薪ストーブを今後利用しないこと。又は、被申請人は、煙突から排出される煙が申請人の敷地に入らないよう、所有する建物の屋根に設置した煙突を相当程度高くした上で、薪ストーブの適正利用、具体的には、午前5時から午後8時までの間は薪ストーブを利用しないこと、薪ストーブを利用する際はよく乾燥した薪を使用すること及び煙突掃除を1年に1回以上行い、その都度書面で申請人に報告することをそれぞれ行うこと。	平成28年8月9日 調停打切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
三重県 平成27年(調) 第1号事件 [製氷冷蔵会社 からの振動等被 害防止請求事 件]	三重県 住民1人	製氷冷蔵会社	平成28年9月25日受付 被申請人の行った作業による振動で家屋に被害を受けた。よって、①被申請人は振動が一切起こらないようにすること、②申請人宅2階の振動測定をすること、③冷凍庫等より低周波が出ている可能性が考えられるため、測定をすること。	平成28年7月6日 調停打切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
京都府 平成28年(調) 第2号事件 [木材加工工場 からの騒音被害 防止及び損害賠 償請求事件]	京都府 住民1人	市(代表者市 長) 木材加工会社	平成28年5月9日受付 申請人は、被申請人B社が発生させた騒音により、不眠症、慢性頭痛、血圧の上昇、肩こり、無気力感等を発症し、かかる治療に金15万円を要した。また、肉体的、精神的苦痛、活動障害を受け、これを慰謝するには金500万円が相当である。よって、①被申請人A市は騒音規制法に基づく指定地域・区域・区分・規制値の設定をすること、②被申請人B社は規制値の遵守が確認できるまで、被申請人の木材加工工場を稼働しないこと、③被申請人A市及びB社は、申請人に対し、損害賠償として金515万円を支払うこと。	平成28年8月29日 調停打切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として平成28年7月1日から平成28年9月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。